

	日本 	アメリカ (ミシガン州) 	アメリカ (ニューヨーク州) 	イギリス (イングランド及びウェールズ) 	フランス 	ドイツ 	韓国 	フィンランド 	スウェーデン 
①暴行・脅迫 ／不同意等	<p>【強制性交等罪】 ○暴行・脅迫を用いた場合 →5年以上の有期徒刑</p> <p>※死傷させた場合は、無期又は6年以上の懲役刑(強制性交等致死傷罪)</p>	<p>【第三級性犯罪】 ○強制又は抑圧を用いた場合 →15年以下の拘禁刑</p> <p>※身体傷害を負わせた場合は、無期又は有期拘禁刑(第一級性犯罪)</p>	<p>【第三級強姦罪】 ○同意なく性交した場合 →1年6月以上4年以下の拘禁刑</p> <p>※強制的強姦による場合は、5年以上25年以下の拘禁刑(第一級強姦罪)</p>	<p>【レイプ罪】 ○被害者が性交等に同意しておらず、かつ、行為者が被害者が同意していると合理的に信じていない(注2)場合(被害者が睡眠中又はその他意識がない場合も、同意していない場合に含まれる) ○被害者においてその精神障害が原因で、又はそれに関連する理由で性交等を拒絶できない場合 →最高で終身刑</p>	<p>【強姦罪】 ○暴行、強制、脅迫又は不意打ちによって実行した場合 →15年の拘禁刑</p> <p>※身体の一部喪失又は永続的な障害をもたらした場合や、被害者が15歳未満の場合、被害者が年齢、疾病、身体障害、身体的若しくは精神的な欠陥又は妊娠によって著しく脆弱な状態にあることが明白である場合、行為者が被害者の尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する場合などは、加重事由となる。</p> <p>※死亡させた場合 →30年の拘禁刑</p> <p>※拷問等を伴う場合 →無期拘禁刑</p>	<p>【強姦罪】 ○被害者の認識可能な意思に反して性交した場合 →2年以上の自由刑</p> <p>※行為者が凶器等を携帯したことや、行為により被害者を死亡の危険にさらしたことなどは、加重事由となる。</p> <p>※少なくとも軽率に被害者を死亡させた場合は、無期又は10年以上の自由刑</p>	<p>【強姦罪】 ○暴行又は脅迫による場合 →3年以上の有期徒刑</p> <p>※致傷の場合は無期又は5年以上、殺害の場合は死刑又は無期、致死の場合は無期又は10年以上の懲役刑</p> <p>※被害者が身体的・精神的な障害がある者の場合や、被害者が13歳未満の場合、被害者が児童・青少年(19歳未満の者をいう。但し、19歳に到達する年度の1月1日を迎えた者は除く。)の場合、行為者と被害者との間に一定の親族関係等がある場合などは、加重事由となる。</p>	<p>【レイプ罪】 ○暴力又は暴力を行使する旨の脅迫により強要した場合 →1年以上6年以下の拘禁刑</p> <p>※重篤な傷害、重篤な疾病又は生命の危険に関わる状況が生じた場合は、2年以上10年以下の拘禁刑</p>	<p>【レイプ罪】 ○被害者が自発的に参加していない場合 →2年以上6年以下の拘禁刑</p> <p>※犯罪が重大な場合は、重レイプ罪として、5年以上10年以下の拘禁刑</p>
②抗拒不能等	<p>【準強制性交等罪】 ○心神喪失・抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせた場合 →5年以上の有期徒刑</p> <p>※死傷させた場合は、無期又は6年以上の懲役刑(準強制性交等致死傷罪)</p>	<p>【第三級性犯罪】 ○被害者が(精神的)心神喪失者、(物理的)心神喪失者又は身体的無力である者であることを知っていた場合 →15年以下の拘禁刑</p> <p>※身体傷害を負わせた場合は、無期又は有期拘禁刑(第一級性犯罪)</p>	<p>【第一級強姦罪】 ○被害者が意識を失っている、又は身体的に行為に不同意であることを伝えられなかったために同意能力を欠く場合 →5年以上25年以下の拘禁刑</p> <p>【第二級強姦罪】 ○以下の事情により、同意能力を欠く場合 ・被害者が自己の行為の特性を評価することができない精神病又は精神障害に罹患していること ・被害者が同意なくして投与された麻薬若しくは中毒性物質の影響により、又は同意なくしてなされたその他の行為により、一時的に、自己の行動を評価又は制御することができなくなっていること →2年以上7年以下の拘禁刑</p>	<p>○被害者が精神障害を有しており、行為者が被害者を誘引、脅迫又は欺罔して、性交等について同意を得た場合 →最高で終身刑</p> <p>○行為者が18歳以上、被害者が18歳未満であり、以下に掲げるような、行為者が被害者との関係で信頼される立場にあった場合 ・行為者が裁判所の命令その他法律により施設に拘留された被害者を世話している者であり、被害者がその施設に拘留されている場合 ・行為者が病院、ケアホーム等に入所し保護を受けている被害者を世話している者であり、被害者がその施設に入所し保護を受けている場合 ・行為者が教育機関で教育を受けている被害者を世話しており、行為者は当該教育機関で教育を受けていないが、被害者は当該教育機関で教育を受けている場合 →5年以下の拘禁刑 ※略式起訴の場合、6月以下の拘禁刑若しくは罰金又はこれを併科</p> <p>○行為者が18歳以上、被害者が16歳未満の場合 →14年以下の拘禁刑</p> <p>○行為者がケアワーカー、被害者が精神障害者であり、行為者が被害者のケアに携わっていた場合 →14年以下の拘禁刑</p> <p>○行為者と被害者との間に一定の親族関係があり、行為者が18歳以上、被害者が18歳未満の場合 →14年以下の拘禁刑</p> <p>○行為者が16歳以上、相手方が18歳以上の者であり、行為者と相手方との間に一定の親族関係にあった場合 →2年以下の拘禁刑 ※略式起訴の場合、6月以下の拘禁刑若しくは罰金又はこれを併科</p>	<p>【未成年者に対する性的侵害】 ○暴行、強制、脅迫又は不意打ちを伴わず、行為者が成人(18歳以上)、被害者が15歳未満の場合 →7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑</p> <p>○暴行、強制、脅迫又は不意打ちを伴わず、被害者が15歳以上の未成年者(18歳未満)である場合 ・行為者が尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する場合 ・行為者が職務上付託された権限を濫用した場合 →3年の拘禁刑及び4万5000ユーロの罰金刑</p>	<p>【強姦罪】 ○反対意思を形成・表明できない状況や、身体的又は精神的な状態に基づき、意思の形成・表明が著しく限定されている状況、驚愕の瞬間、又は抵抗した場合には重大な害悪が生じる恐れがある状況を利用した場合 →2年以上の自由刑</p> <p>※行為者が凶器等を携帯したことや、行為により死亡の危険にさらしたことなどは、加重事由となる。</p> <p>※少なくとも軽率に被害者を死亡させた場合は、無期又は10年以上の自由刑</p>	<p>【準強姦罪】 ○心神喪失・抗拒不能の状態を利用した場合 →3年以上の有期徒刑</p> <p>※致傷の場合は無期又は5年以上、殺害の場合は死刑又は無期、致死の場合は無期又は10年以上の懲役刑</p> <p>※身体的・精神的な障害により、抗拒不能又は抗拒困難な状態にあることを利用した場合や、被害者が13歳未満の場合、被害者が児童・青少年(19歳未満の者をいう。但し、19歳に到達する年度の1月1日を迎えた者は除く。)の場合、行為者と被害者との間に一定の親族関係等がある場合などは、加重事由となる。</p>	<p>【レイプ罪】 ○意識がない状態、疾病、障害、畏怖状態又はその他無力な状態のため、被害者が自己防衛又は意思の形成・表明をすることができないことに乗じた場合 →1年以上6年以下の拘禁刑</p> <p>※重篤な傷害、重篤な疾病又は生命の危険に関わる状況が生じた場合は、2年以上10年以下の拘禁刑</p>	<p>《参考》 【過失レイプ罪】 ○被害者が自発的に参加していないことについて著しく不注意であった場合(犯罪の重大性が低いときは責任を負わない。) →4年以下の拘禁刑</p>
③脆弱性・若 年者・地位 関係性等	<p>【監護者性交等罪】 ○被害者が18歳未満の者であり、行為者が監護者であることによる影響力があることに乗じた場合 →5年以上の有期徒刑</p> <p>※死傷させた場合は、無期又は6年以上の懲役刑(監護者性交等致死傷罪)</p> <p>《参考》 【児童福祉法違反】 ○18歳未満の児童に淫行をさせた場合 →10年以下の懲役刑若しくは300万円以下の罰金刑又はこれを併科</p> <p>【青少年健全育成条例違反(各都道府県条例違反)】 ○18歳未満の者と淫行 →(都道府県によって異なるが、)最長で2年の懲役刑</p>	<p>【第一級性犯罪】 ○被害者が(精神的)心神喪失者、精神障害者、(物理的)心神喪失者又は身体的無力である者であり、行為者と被害者との間に一定の親族関係がある場合や行為者が被害者に対して権限を有する地位にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使した場合 →無期又は有期拘禁刑</p> <p>○被害者が13歳以上16歳未満であり、行為者が被害者と同一世帯の構成員である場合や、行為者と被害者との間に一定の親族関係がある場合、行為者が被害者に対して権限を有する地位にあり、服従させるために被害者を抑圧する権限を行使した場合、行為者が被害者の在籍する学校等の教師等である場合など →無期又は有期拘禁刑</p> <p>【第三級性犯罪】 ○被害者が16歳以上26歳未満であり、行為者が、被害者が特別の教育サービスを受けている学校等の教師等である場合など →15年以下の拘禁刑</p> <p>【第四級性犯罪】 ○被害者が、行為者の3親等内の血族又は姻族の場合 →2年以下の拘禁刑若しくは500ドル以下の罰金又はこれを併科</p>	<p>【第三級強姦罪】 ○行為者が州の矯正及び地域監督局の従業員であって、かつ、被收容者に対する直接的監督の提供を内容とする業務に従事している者であり、被害者が当該矯正及び地域監督局の監督に付託されている場合 ○行為者が児童・家庭サービス事務所又は宿泊施設の従業員であって、かつ、同宿泊施設に付託又は配置された者に対し、カウンセリング等の提供を内容とする業務を自己の職務として遂行する者であり、被害者が同事務所の宿泊看護に付託又は配置されている場合で、行為者と被害者が婚姻していない場合 ○行為者が精神保健事務所等によって運営されている宿泊施設の従業員であって、入院患者に対する直接的監督を提供する者であり、被害者が当該施設の入院患者等である場合で、行為者と被害者が婚姻していない場合 ○行為者が被害者を勾留している警察官である場合 →1年6月以上4年以下の拘禁刑</p>	<p>○被害者が精神障害を有しており、行為者が被害者を誘引、脅迫又は欺罔して、性交等について同意を得た場合 →最高で終身刑</p> <p>○行為者が18歳以上、被害者が18歳未満であり、以下に掲げるような、行為者が被害者との関係で信頼される立場にあった場合 ・行為者が裁判所の命令その他法律により施設に拘留された被害者を世話している者であり、被害者がその施設に拘留されている場合 ・行為者が病院、ケアホーム等に入所し保護を受けている被害者を世話している者であり、被害者がその施設に入所し保護を受けている場合 ・行為者が教育機関で教育を受けている被害者を世話しており、行為者は当該教育機関で教育を受けていないが、被害者は当該教育機関で教育を受けている場合 →5年以下の拘禁刑 ※略式起訴の場合、6月以下の拘禁刑若しくは罰金又はこれを併科</p> <p>○行為者が18歳以上、被害者が16歳未満の場合 →14年以下の拘禁刑</p> <p>○行為者がケアワーカー、被害者が精神障害者であり、行為者が被害者のケアに携わっていた場合 →14年以下の拘禁刑</p> <p>○行為者と被害者との間に一定の親族関係があり、行為者が18歳以上、被害者が18歳未満の場合 →14年以下の拘禁刑</p> <p>○行為者が16歳以上、相手方が18歳以上の者であり、行為者と相手方との間に一定の親族関係にあった場合 →2年以下の拘禁刑 ※略式起訴の場合、6月以下の拘禁刑若しくは罰金又はこれを併科</p>	<p>【未成年者に対する性的侵害】 ○暴行、強制、脅迫又は不意打ちを伴わず、行為者が成人(18歳以上)、被害者が15歳未満の場合 →7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金刑</p> <p>○暴行、強制、脅迫又は不意打ちを伴わず、被害者が15歳以上の未成年者(18歳未満)である場合 ・行為者が尊属者又は被害者に対して法律上若しくは事実上の権限を有する場合 ・行為者が職務上付託された権限を濫用した場合 →3年の拘禁刑及び4万5000ユーロの罰金刑</p>	<p>【一定の関係のある者に対する性的虐待罪】 ○被害者が16歳未満であり、教育・職業教育・生活上の世話が行為者に委ねられている場合 ○被害者が18歳未満であって、行為者に教育、職業教育又は世話上の世話が委ねられており、行為者が教育上、職業教育上、世話上の関係と結びついた従属性を濫用した場合 ○被害者が18歳未満であり、行為者と被害者との間に一定の親族関係等がある場合 ○被害者が受刑者等であり、その監督・世話等が行為者に委ねられている場合 に、行為者がその地位を濫用した場合 など →3月以上5年以下の自由刑</p> <p>【親族との性交】 ○相手方が血族かつ卑属の場合 →3年以下の自由刑又は罰金 ○相手方が血族かつ直系尊属の場合 →2年以下の自由刑又は罰金</p>	<p>○心神微弱者に対し、偽計・威力を用いた場合 →5年以下の懲役刑</p> <p>○身体的・精神的な障害がある者に対し、偽計・威力を用いた場合 →5年以上の有期徒刑</p> <p>○未成年者(19歳未満の者)に対し、偽計又は威力を用いた場合 →5年以下の懲役刑</p> <p>○行為者が19歳以上、被害者が13歳以上16歳未満であり、被害者の窮迫した状態を利用した場合 →3年以上の有期徒刑</p> <p>○業務、雇用その他の関係により、保護又は監督を受ける人に対し、偽計又は威力を用いた場合 →7年以下の懲役刑又は3000万ウォン以下の罰金</p> <p>○行為者が法律により拘禁された者を監護する者であり、被害者がその拘禁された者である場合 →10年以下の懲役刑</p>	<p>【性的虐待罪】 ○以下の場合において、行為者が自己の地位を悪用し、被害者に対し、性交に応じさせ、又は性交の対象となるよう誘引するなどした場合 ・被害者が18歳未満であって、学校等において行為者の権限・監督下にあるか、それと同等の従属関係にある場合 ・被害者が18歳未満であって、未熟さ、行為者との年齢差のため、性行動に関する自己決定能力が行為者よりも本質的に低い場合において、行為者がその未熟さに乗じたことが明白な場合 ・被害者が病院等において治療を受けており、疾病、障害又はその他の虚弱によって、自己防衛又は意思の形成・表明をすることが本質的に低下していた場合 ・行為者に特に依存する者であって、行為者がその依存性に乗じたことが明白な場合 →4年以下の拘禁刑又は罰金刑</p> <p>【児童に対するレイプ罪】 ○被害者が15歳以上18歳未満であり、かつ、被害者が行為者の実子、養子若しくはそれと同等の関係にある児童、又は当局の決定に基づき行為者が養育又は監督責任を負っている児童である場合 →2年以上6年以下の拘禁刑</p> <p>【卑属との性交罪】 ○実子又はその卑属と性交した場合 →2年以下の拘禁刑</p> <p>【兄弟姉妹との性交罪】 ○実の兄弟姉妹と性交した場合 →1年以下の拘禁刑</p>	<p>【児童に対するレイプ罪】 ○被害者が15歳未満の場合 →2年以上6年以下の拘禁刑</p>
④いわゆる 性交同意年 齢(注3)	<p>【強制性交等罪】 ○被害者が13歳未満の場合 →5年以上の有期徒刑</p>	<p>【第一級性犯罪】 ○被害者が13歳未満の場合 →無期又は有期拘禁刑</p> <p>【第三級性犯罪】 ○被害者が13歳以上16歳未満の場合 →15年以下の拘禁刑</p>	<p>【第一級強姦罪】 ○被害者が11歳未満の場合 ○行為者が18歳以上、被害者が13歳未満の場合 →5年以上25年以下の拘禁刑</p> <p>【第二級強姦罪】 ○行為者が18歳以上、被害者が15歳未満の場合 →2年以上7年以下の拘禁刑</p> <p>【第三級強姦罪】 ○行為者が21歳以上、被害者が17歳未満の場合 →1年6月以上4年以下の拘禁刑</p>	<p>○被害者が13歳未満の場合 →最高で終身刑</p>	<p>【子供に対する性的虐待罪】 ○行為者が18歳を超え、被害者が14歳未満の場合 →2年以上の自由刑</p>	<p>【未成年者に対する姦淫】 ○被害者が13歳未満の場合 →3年以上の有期徒刑</p>	<p>【児童に対するレイプ罪】 ○被害者が15歳未満の場合 →2年以上6年以下の拘禁刑</p>	<p>【児童に対するレイプ罪】 ○被害者が15歳未満の場合 →2年以上6年以下の拘禁刑</p>	

(注1) 本表に掲げた各国の罰則は、処罰対象となる行為に性交を含む規定の一部を掲げたものであり、性犯罪に関する罰則を網羅的に掲げたものではない。
(注2) イギリスでは、この罪以外の罪においても、行為者が、被害者の年齢の要件に当たらないと合理的に信じていなかったこと(ただし、被害者が13歳未満であることによって成立する罪については、行為者の認識は要件とされていない)や、行為者が、被害者が精神障害を有していることを知っていたと合理的に期待し得たことなどを要件としているが、本表ではそれらの記載を省略した。
(注3) 本表における「④いわゆる性交同意年齢」の欄には、一定の年齢に達していない被害者との性交自体を犯罪とし、その法定刑が「①暴行・脅迫／不同意等」又は「②抗拒不能等」の欄の罪と同じかそれ以上のものを記載した。